

# 特定国際種事業者

(象牙・タイマイ等を取り扱う事業者)



事業者番号 S-3-13-31155

事業者名称 株式会社マックスガイ

本事業者は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第33条の2第1項に基づき環境大臣及び経済産業大臣に届出を行っており、象牙・タイマイ等を取り扱うことができます。

(注 意)

象牙、タイマイ製品等の国外持ち出しは、原則としてワシントン条約、国内法により認められていません。  
*The export of ivories and hawksbill turtle shells from Japan is prohibited in principle under CITES and the Japanese law.*



環境省・経済産業省

Ministry of Environment・Ministry of Economy, Trade and Industry

Copyright(C)2005 Ministry of Environment・Ministry of Economy, Trade and Industry All right reserved.

本書の全部または一部を無断で複製、複製、転載することを禁じます



有効期限 2021年5月31日まで